

第 14 期 中 間 決 算 公 告

2021年12月24日

東京都中央区日本橋1丁目19番1号
auじぶん銀行株式会社
代表取締役社長 臼井 朋貴

中間貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	256,064	預 金	2,045,744
コールローン	35,963	コールマネー	82,121
買入金銭債権	75,183	借 用 金	110,000
金銭の信託	6,913	そ の 他 負 債	26,470
有 価 証 券	280,280	未 払 法 人 税 等	926
貸 出 金	1,671,471	資 産 除 去 債 務	208
外 国 為 替	410	そ の 他 の 負 債	25,335
そ の 他 資 産	19,260	賞 与 引 当 金	354
そ の 他 の 資 産	19,260	退 職 給 付 引 当 金	68
有 形 固 定 資 産	1,323	繰 延 税 金 負 債	1,074
無 形 固 定 資 産	27,368		
貸 倒 引 当 金	△ 674	負債の部合計	2,265,833
		(純資産の部)	
		資 本 金	67,500
		資 本 剰 余 金	31,333
		資 本 準 備 金	31,333
		利 益 剰 余 金	5,008
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,008
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,008
		株 主 資 本 合 計	103,841
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,889
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,889
		純資産の部合計	107,731
資産の部合計	2,373,565	負債及び純資産の部合計	2,373,565

中間損益計算書

〔 2021年4月1日から
2021年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		26,863
資 金 運 用 収 益	16,998	
(うち貸出金利息)	(15,881)	
(うち有価証券利息配当金)	(946)	
役 務 取 引 等 収 益	7,988	
そ の 他 業 務 収 益	1,874	
そ の 他 経 常 収 益	1	
経 常 費 用		23,703
資 金 調 達 費 用	1,066	
(うち預金利息)	(1,078)	
役 務 取 引 等 費 用	9,646	
そ の 他 業 務 費 用	96	
営 業 経 費	12,733	
そ の 他 経 常 費 用	161	
経 常 利 益		3,160
特 別 損 失		4
固 定 資 産 処 分 損	4	
税 引 前 中 間 純 利 益		3,155
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		708
法 人 税 等 調 整 額		△ 40
法 人 税 等 合 計		667
中 間 純 利 益		2,487

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～18年

その他 5～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（最長20年）に基づいて償却しております。また、のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（20年）で均等償却しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積もり、予想損失額に相当する額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員への退職一時金（確定給付）の支払いに備えるため、簡便法により当中間会計期間末における自己都合退職による期末要支給額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジを識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し両者の変動額を基礎にして判断しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当中間会計期間の財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は23百万円、延滞債権額は375百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は165百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は565百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 198,323百万円
担保資産に対応する債務
コールマネー 78,000百万円
借入金 110,000百万円
上記の他、為替決済等の取引の担保として、有価証券32,442百万円を差し入れております。また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金6,000百万円、金融商品等差入証拠金752百万円及び保証金783百万円が含まれております。
- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、203,181百万円であります。これらは全て任意の時期に無条件で当行が解約可能なものであります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,291百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)買入金銭債権	75,183	74,559	△ 624
(2)有価証券 その他有価証券	280,280	280,280	—
(3)貸出金 貸倒引当金	1,671,471 △ 674		
	1,670,797	1,654,713	△ 16,083
資産計	2,325,612	2,308,904	△ 16,708
(1)預金	2,045,744	2,047,081	1,337
(2)借入金	110,000	110,000	—
負債計	2,237,865	2,239,202	1,337
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	(383)	(383)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計(*1)	(383)	(383)	—

(*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 その他有価証券	261,234	19,045	—	280,280
デリバティブ取引 金利関連	—	395	—	395
通貨関連	—	1,238	—	1,238
債券関連	72	—	—	72
資産計	261,307	20,679	—	281,986
デリバティブ取引 金利関連	—	394	—	394
通貨関連	—	1,694	—	1,694
負債計	—	2,089	—	2,089

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	74,559	—	74,559
貸出金	—	1,654,713	—	1,654,713
資産計	—	1,729,273	—	1,729,273
預金	—	2,047,081	—	2,047,081
借入金	—	110,000	—	110,000
負債計	—	2,157,081	—	2,157,081

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。取引金融機関等から提示された価格等による場合はレベル2としております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの
その他の金銭の信託	6,913	6,913	—	—	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ差額の内訳であります。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	国債	51,113	47,170	3,942
	地方債	16,485	16,322	163
	社債	63,045	62,566	478
	その他	40,992	39,397	1,594
	小計	171,636	165,456	6,180
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	国債	67,222	67,678	△455
	地方債	3,314	3,316	△2
	社債	37,107	37,221	△114
	その他	998	1,000	△1
	小計	108,643	109,217	△574
	合計	280,280	274,673	5,606

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
国債	191,532	210	96
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	191,532	210	96

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	270
その他	1,465
繰延税金資産小計	1,735
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,059
評価性引当額小計	△1,059
繰延税金資産合計	676
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,716
その他	△34
繰延税金負債合計	△1,750
繰延税金負債の純額	△1,074

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	270	-	-	-	270
評価性引当額	-	-	-	-	-
繰延税金資産	270	-	-	-	(*2) 270

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しました。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 44,116円90銭
- 1株当たり中間純利益金額 1,018円77銭

(自己資本比率関係)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は7.73%であります。